

学校法人神奈川大学
ガバナンス・コード

令和5年9月7日

学校法人神奈川大学

学校法人神奈川大学ガバナンス・コード

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重……………	1 頁
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（神奈川大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人神奈川大学運営の基本）……………	6 頁
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）……………	11 頁
3-1 学長	
3-2 評議会及び教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）……………	12 頁
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）……………	17 頁
5-1 情報公開の充実	
第6章 附属学校に関するガバナンス・コード……………	19 頁

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあります。私立大学は、その建学の精神・理念に基づく独特の学風・校風がその自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

社会の発展と安定のためには極めて厚い中間層の存在が必要ですが、私立大学は、その形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は、地域社会において、高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

神奈川大学は、上記のような重要な役割に加えて、国際社会の指導者を含めた社会発展に貢献する人材の育成と高等教育を支える先端的研究活動の推進を求められていると考え、今後とも、建学の精神に基づいて、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範として、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生を始め、さまざまなステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神

神奈川大学の建学の精神は、「質実剛健・積極進取・中正堅実」です。

神奈川大学の歴史は、1928年の横浜学院の開設に始まります。以来、本学園は、「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神のもと、今日まで多くの有為な人材を各界に送り出し、社会の発展と安定に寄与してきました。

「質実剛健」とは、伝統・古典を尊重し、良識を重んじ、正義を貫くという価値観を意味します。

「積極進取」とは、困難なことに対して積極的に挑戦し、進歩・進化を求めていくという価値観を意味します。

「中正堅実」とは、上記の二つの価値観を深く自覚し、自律の精神と共生の視点から「探究・調和・融合」することにより、真理・本質を見極め、自主的主体性を持って新たな価値を創造していくことを意味します。

(2) 建学の精神に基づく人材像

神奈川大学は、地域社会及び世界に開かれた大学として、時代と社会の付

託に応えるべく、人類と社会の発展に貢献しうる研究を遂行し、その成果の社会への還元を実現し、もって未来社会の発展と安定に寄与するために、「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神に基づき、真の実学を目指す伝統を踏まえ、時代と社会の課題や使命を地球的視野から深く自覚するとともに、真理を希求する姿勢を持ち続け、自律の精神と共生の視点から主体的に新たな価値を創造する人材、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有し、専門的知識と技能を身に付けた、自ら成長することのできる人材を育成します。

(3) 建学の精神に基づく学生の募集

「神奈川大学給費生制度」は、創立者米田吉盛の教育理念を継承し、80余年に亘って続く本学独自の学生支援制度です。この制度は、単に経済支援のためだけではなく、広く全国から優秀な人材を募り育成することを目的としたものであり、そのため、創設当初の1933年の学生募集は、会場を横浜のほか、京都、広島、京城（現在のソウル）、東京、大阪、名古屋、福岡、仙台の8都市にも設けて実施しましたが、現在では、北は札幌から南は那覇まで、全国22会場で学生募集を行っています。

1-2 教育と研究の目的（神奈川大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

神奈川大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づいて、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とします。

そして、海により開かれ、世界との接点となった横浜に生まれた教育機関として、多様な価値観の共存する時代に、人の交流と文化の融和、知識と実践の循環、教育と研究の融合による21世紀における「真の実学」を実現し、地域社会そして地球規模の課題を解決する、世界を惹きつけ、世界に発信する大学を目指します。

① 神奈川大学の教育目的及び研究目的

(a) 教育目的

本学は4年間の学士課程において全学の学生一人ひとりが共通して修得すべき、基礎学力を中核とした総合的能力を明確に定め、その実現のために充実した全学共通教育を実施し、かつ、そのための組織、制度、

カリキュラムなどの改革、改善に努めます。とりわけ、初年次教育、キャリア教育、教養教育、言語教育などを含む全学共通の基礎教育と各学部・学科の導入教育とを有機的に関連させ、少人数教育、双方向型及び体験型授業、習熟度別クラス編成などによって、系統的に、かつ、きめ細かく実施し、大学生としての必要かつ十分な基礎的学力を修得させます。

このような課程を通じて人間形成のための教育を行い、さまざまな場面で自ら想像し、思考し、判断し、実践できる能力、集団の中での協調性と主導性を発揮できる能力、グローバル化に対応するコミュニケーション能力、将来に向けて常に自ら成長することのできる能力を有する学生を育成することを目的とします。

各学部・学科では、基礎教育及びこれと関連する導入教育を効果的に実施しつつ、高度な研究能力と教育への熱意を有する多彩な教員及びスタッフにより、多様かつ高度な体系的専門教育を資格教育、職業教育と有機的かつ系統的に組み合わせて行い、幅広い教養と新しい時代に必要とされる専門的かつ体系的な知識、さらにその知識に裏打ちされた技能とを備えた人材を育成することを目的とします。

また、ボランティア、インターンシップ、留学など多様な体験・機会を通じて、地域社会にあっても、国際社会にあっても、地球的視野に立って考え、語り合い、他者との協同を追求し、問題解決に向けて実践できる能力を身に付けた人材を育成することを目的とします。

さらに、学部、大学院を通じた一貫した教育によって、より深い世界水準の専門知識と、より広い学際的な教養と、より洗練された情報処理能力及びコミュニケーション能力を身に付け、国際化と情報化の時代において、研究の分野において、実業の分野において、さまざまな社会活動の場面において、広く人類と国際社会の発展に貢献することのできる各分野の専門家を育成することを目的とします。

(b) 研究目的

地球規模の課題解決や日本文化の発信に貢献する、グローバルな研究を推進するとともに、産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たし、研究成果及び知的財産を社会に広く還元することを目的とします。

そのために、海外の教育研究機関との連携を強化し、研究の推進・学術交流の促進・人的交流を積極的に進めることにより、各分野における学術交流の拠点形成を推進し、国際的に活躍できる研究者を育成し、世界への発信力を強めます。

また、研究活動の一層の活性化を図るため、教員の研究時間及び研究活動に必要な研修機会の確保に努めるとともに、神奈川大学研究倫理綱領に基づく公正な研究を推進するため、研究倫理の浸透を図ります。

さらに、大学における研究成果及び受託研究、共同研究の成果を、特許等の知的財産として確保し、戦略的に活用するための環境作りを進めます。

② 各学部の教育目的

各学部の教育目的については、本学各学部規程第2条において以下のよう
に明示しています。

法学部は、社会に対する深い洞察力に根ざした、調和ある社会の形成と社会正義の実現に取り組む人材の育成を目的とします。

経済学部は、現代における内外の経済現象を正確に認識し、実践的に対応する能力を培うとともに、経済学・経営学及び商学の基礎学力と応用力とをバランスよく備えた専門的職業人の育成を目的とします。

経営学部は、個人の人格と学問の自由を尊重しつつ、世界各国のさまざまな経営風土において活躍するために必要な教養と経営学に関する学識を身に付け、国際社会で求められる問題解決能力とコミュニケーション能力を有する実力ある人材の育成を目的とします。

外国語学部は、国際都市横浜に立地する学部として、外国語の実践的な運用能力を高め、諸外国の社会及び歴史等、異文化についての理解を深めるとともに、異文化間の相互理解と文化交流を行える国際的な教養を身に付けた人材の育成を目的とします。

国際日本学部は、世界の多様な文化を認識して広い視野を獲得し、日本文化について複眼的かつ広域的視野から考える力を身につけ、優れたコミュニケーション能力を併せ持って、文化交流ができ、文化の継承・創生と多文化共生社会の発展に寄与できる人間の育成を目的とします。

人間科学部は、人間の心身と人間社会に対する多角的・総合的思考を涵養し、人間環境の質の向上と、健康で心豊かな生活を保障する社会の確立に貢献できる人材の育成を目的とします。

理学部は、理学の諸分野の基礎と専門分野の知見を総合し、科学的なもの
の見方と論理的な思考能力を身につけ、社会の中核として活躍できる人材の育成を目的とします。

工学部は、本学が規範とする教育理念の下にあって、人間社会と自然界によりよい環境をもたらすように工学的所産を開発・活用し得る、深い専門知識と幅広い教養をも併せ持つ技術者を育成するとともに、主体性・実

践力をもって持続可能な産業社会の構築に貢献できる人材の育成を目的とします。

建築学部は、人間の多様な営みにおいて使いやすく、安全かつ快適で、感動を呼ぶ建築や都市の空間及び環境の創造に寄与する研究を行うとともに、そうした創造的な活動やその成果を通し、社会に貢献する人材の育成を目的とします。

化学生命学部は、化学及び生物学の科学的な見方や考え方に関する実践的かつ応用的な教育研究を通して、基礎科学に裏付けられた価値の高い製品や技術を開発し、モノづくりを支える人材の育成を目的とします。

情報学部は、情報やシステムの科学的な理解に基づき、社会における事象に対して情報技術を用いた問題解決の視点で捉え、適切かつ効果的に活用できる能力をもとに、社会の中核で活躍できる人材の育成を目的とします。

(2) 中期的な計画（5年間をもとに適宜修正）の策定と実現に必要な取組について

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえた中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的な計画の検討・策定・改定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、毎年度、キーワード及び重点事業を選定し、進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組を徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む主な事項
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画

- ク グローバル化、ICT化策
- ケ 計画実現のためのPDCA体制
- コ SDGs等グローバルな課題への対応

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生の利益を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保証人、同窓生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に示された基本的な考え方に即した障がい等を理由とする差別の解消に必要な環境の整備等を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人神奈川大学運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人神奈川大学（以下「本法人」といいます。）は、経営を強化し、その安定性と継続性を図りつつ、さらなる発展を目指し、本法人の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決定し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において審議・決定する本法人における重要事項は、寄附行為施行規則に規定しています。
 - イ 理事会において議決された事項及びその他の事項は、議事録に記録し、保管します。

- ウ 理事会へ業務執行者から適切に報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
- ア 理事会は、理事及び学長、副学長及び学部長等の大学運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
- イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
- ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。
- イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
- ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図っています。
- ⑤ 実効性のある開催
- ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予定される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
- イ 審議に必要な時間を十分に確保します。
- ⑥ 理事及び監事（以下「役員」といいます。）がその任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、又はその職務を行う際に悪意若しくは重大な過失により第三者に損害を与えた場合には、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任を減免できる旨の規定を整備しています。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決のみならず、議事に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、本法人を代表し、その職務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、副理事長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めています。
- ③ 理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。

- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。
- ⑦ 本法人と理事の利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承諾を受ける必要があります。

(2) 理事の役割

- ① 理事は、その知識・経験・能力を活かし、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、本法人の教育・研究・経営力・マネジメントの強化について、さまざまな視点から意見を述べ、理事会の議論の活性化に大きく寄与するなど、理事としての業務を遂行します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量等に配慮しつつ理事としての業務を遂行します。
- ③ 学外の理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(3) 理事への研修機会の提供と充実

全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席できます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は3名置きます。また、監事の監査機能の充実及び向上のため、その内の1名を常任監事としています。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人神奈川大学監事監査規程を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人神奈川大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監査業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。このため、監査連絡会を置きます。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 議決機関としての役割

次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の議決を経ます。なお、評議員は、自己に直接関係ある事項については、原則として、その議事に加わることができません。また、自己に特別の利害関係を有する事項についても、議事に加わることができません。

ア 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

イ 事業計画

ウ 事業に関する中期的な計画

エ 役員に対する報酬等の支給の基準

オ 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄

- カ 寄附行為の変更
- キ 合併
- ク 寄附行為第33条第1項第1号及び第2号の規定に掲げる事由による解散
- ケ 残余財産の処分
- コ その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、選挙によって監事を選出し、理事長がこれを選任します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 本学の各学部長及び神奈川大学附属高等学校長の職にある者
 - イ 本法人の職員で年齢25年以上の者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者
 - ウ 本法人の設置する学校を卒業した者（この法人の職員を除く。）で、年齢25年以上の者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者
 - エ 学識経験者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者
- ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ、又は諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを行います。
- ② 本法人は、評議員に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

本法人の寄附行為施行規則は、理事会は学長の任用について審議決定する、と規定しており、本学の学則は、「学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定しています。

私立学校法は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務を監督する」と規定していますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長、学長補佐等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、神奈川大学学則第1条に掲げる「一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献すること」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、本法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）

- ① 大学に副学長及び学長補佐を置くことができることとしており、神奈川大学学則において、「副学長は、学長を補佐し、学長から権限の委任を受けた校務をつかさどる。」「学長補佐は、学長から委任された業務について、学長を補佐する。」と規定しています。
- ② 学部長の役割については、神奈川大学学則において、「学部長は、学部を代表し、学部に関する校務をつかさどる。」と規定しています。

3-2 評議会及び教授会

(1) 評議会の役割（学長と評議会の関係）

本学の重要事項を審議するために評議会を置いています。

学長は、学則第6条第3項に掲げる事項を決定するに当たっては、評議会に諮問しなければなりません（ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りではありません）。

学長は、評議会が答申した内容と異なる決定をしたとき、又は緊急を要す

る場合等で評議会に諮問せず決定したときには、直近の評議会において、その理由及び当該決定の内容について説明するものとされています。

(2) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために教授会を設置しています。審議する事項については学則第6条の2第3項に定められています。

教授会は、また、学長及び学部長がつかさどる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。審議し、又は意見を述べるができる事項については学則第6条の2第5項に定められています。

学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

学長は、上記の各規定により教授会が述べた意見の内容と異なる決定をした場合には、直近の評議会又は当該学部の教授会において、その理由及び当該決定の内容について説明しなければなりません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本法人は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保証人、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

このような観点から、神奈川大学は、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然として、かつ、厳正に対処します。また、ダイバーシティについては、学長による「ダイバーシティ宣言」にそって推進します。

また、世界に開かれた学園として社会的使命に込めていくため、学生・生徒及び教職員が心身ともに健康であることを第一に考え、一人ひとりが心身ともに健やかに活動できる、安心して学び・働ける環境を整備することを健康経営宣言として、宣言しています。

4-1 学生に対して

(1) 3つの方針（ポリシー）を始めとする各種方針の策定

① 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③ 学修支援・生活支援・進路支援に関する方針

本法人は、学部の教育研究上の目的について、以下のように説明しています。

本学は、学生一人ひとりが自ら成長し、充実した学生生活を送るための学修、生活及び進路支援に関する方針を以下のとおりとします。

ア 学修支援

1. 学生が自らの学修の履歴、成長の記録等を確認できる仕組みの構築に努め、学生の学修を支援します。
2. 高度な学術研究に取り組む学生の学修を支援します。
3. 各組織の連携のもと教職協働により、学修に関する相談体制を整備します。
4. 留年者及び休・退学者について、状況を把握、分析し、必要な支援を行います。
5. 社会人学生、外国人留学生及び障がいのある学生等の固有の事情に配慮した支援を行います。

イ 生活支援

1. 学生一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく対応するため、入学から卒業まで一貫した生活支援体制を築きます。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として、多様な奨学金制度の充実と適切な運用を図ります。
3. 心身とも健康に学生生活を送ることができるよう、専門的なスタッフとの連携のもと、学生の相談体制を整備します。
4. ハラスメント防止のための教育を行うとともに、迅速にハラスメントへの対応を強化します。

5. 学生生活を通じて社会性や協調性を身につけ、豊かな人間形成を築くため、課外活動やボランティア活動等を支援します。
6. 社会人学生、外国人留学生及び障がいのある学生等の固有の事情に配慮した支援を行います。

ウ 進路支援

1. 職業観を身につけ、社会的・職業的な自立を支援するために、必要な能力等を体系的に培うキャリア教育の検証・改善を実施し、更なる充実を図ります。
2. 進路選択に係わる就職講座・ガイダンス・説明会等、各種就職支援プログラムの拡充に努めるとともに、相談体制の充実を図り、学生の進路支援体制を強化します。
3. 各教育組織の連携を強化し、全学的な進路支援体制を確立します。
4. 外国人留学生及び障がいのある学生等の固有の事情に配慮した就職支援を行います。
5. 卒業・修了後も就職活動を継続する卒業生・修了生に対する就職支援を実施します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

教育の質を保証、向上させることを使命とし、「FD活動」「学生支援」の活動を結びつけ循環させていくことで、学部・学科、研究科が一体となって、神奈川大学独自の活動方式を創造し、教員、職員、学生がともに向上できるよう運営にあたります。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 副理事長及び常務理事は、寄附行為等関連規程、事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度実行します。

イ 監事は、毎年度策定する監査計画及び監査報告書を理事会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度実行します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長

のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究を始めとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

④ 格付

財務状況に係る外部評価として、株式会社日本格付研究所による格付を継続的に受審していきます。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ⑤ ボランティア活動支援室を設置し、学生のボランティア活動の支援及び推進を図っています。
- ⑥ 社会連携センターをみなとみらいキャンパスに設置し、国際都市・横浜の最先端地区である「みなとみらい」の立地を生かし、周辺企業や国際機関、官公庁等の外部機関との連携を強化し、社会連携・社会貢献活動を戦略的に展開します。

(3) SDGs への取組

本法人は持続可能なグローバル目標であるSDGsの達成に向けた研究・教育を推進するとともに、自治体との包括連携協定や大学間連携協定に基づき、地域社会の課題を解決する等、SDGsへの取組を強化します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理マニュアルの構築を始めとした危機管理体制の整備に取り組みます。
 - ア 大規模災害を想定した自衛消防隊訓練、初期対応における実技訓練及び構成員に対する安否確認訓練の実施、防災知識の普及啓発を目的とした防災イベントの開催
 - イ 危機事象（事件事故、不祥事、ハラスメント等）における各種危機管理マニュアルの整備（危機管理・海外渡航・広報・地震等）及び構成員への危機管理講習会の実施
 - ウ 感染症等のパンデミックに対応した危機管理体制の構築
- ② さまざまなリスクに備えた防止対策に取り組みます。
 - ア 学生・生徒等の安全対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ 公的研究費不正使用防止対策
 - カ その他の各種リスク対策（感染症まん延状況における学修機会の確保、学生支援等を含む）

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び諸規程

(以下「法令等」といいます。)を遵守するよう組織的に取り組みます。

- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保(情報公開)

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開

公表すべき事項は学校教育法施行規則第172条の2、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定又は一定程度共通化されていますが、公開することとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 本学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
- ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業生又は修了者並びに進学者及び就職者の数その他進学・就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

- サ 授業料、入学料等の本学が徴収する費用
- シ 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力
- セ 自己点検・評価及び第三者評価の結果
- ② 学校法人に関する情報公表
 - ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
 - イ 寄附行為
 - ウ 監事の監査報告書
 - エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
 - オ 役員報酬に関する基準
 - カ 事業報告書・事業計画書
 - キ その他財務書類について説明を付した書類等

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携及び産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期的な計画
 - イ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報
- ③ その他の情報公開
 - ア 建学の精神及び沿革
 - イ 将来構想
 - ウ 個人情報保護方針

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

第6章 附属学校に関するガバナンス・コード

本法人は、建学の精神に基づく神奈川大学附属中・高等学校を擁し、教育目標のもと、進学校としての基本姿勢の中で、「個」を大切にし、自主独立の精神を尊重することで一人ひとりが自分自身の中に潜む可能性を引き出し、伸ばし、たくましく生きる力のある人間の育成に勇往邁進しています。

附属学校においても、本ガバナンス・コードに準じた学校づくりを進めていきます。